

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 37 期 平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで

平成 30 年 8 月 31 日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 明治アーク監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿 1-23-3

代表者 三 浦 昭 彦

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

(2) 監査法人の沿革

昭和 50 年 4 月 1 日	文京区本郷に聖橋監査法人を設立。
昭和 57 年 8 月 17 日	公認会計士堀江・森田協同監査事務所（昭和 38 年 12 月、堀江愛三と森田賢治により創立）と塚原・工藤公認会計士事務所（昭和 42 年 2 月、塚原昭二と工藤正昭により創立）が合併し、中央区八重洲に明治監査法人を設立。
平成 16 年 3 月 3 日	新宿区西新宿にアーク監査法人を設立。
平成 28 年 1 月 4 日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更。
平成 28 年 7 月 1 日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併。現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当社は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期の監査証明業務は、前年度に比して金商法・会社法監査が 5 社増加、会社法監査が 2 社減少、学校法人監査が 1 法人減少、その他の法定監査が 1 社増加、その他の任意監査が 4 社増加、5 社減少となりました。よって、監査対象会社は 88 社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※平成 30 年 6 月 30 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	41 社	41 社
② 金商法監査	0 社	0 社
③ 会社法監査	14 社	0 社
④ 学校法人監査	9 社	0 社
⑤ 労働組合監査	5 社	0 社
⑥ その他の法定監査	5 社	1 社
⑦ その他の任意監査	14 社	0 社
計	88 社	42 社

(4)非監査証明業務の状況

当社が実施した非監査業務は、非監査会社に対する財務デュー・デリジェンス業務ほかであります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当社は投資家保護のために適正な財務開示を担保するために、正当な監査を実施することを基本方針としております。

また、経営管理は理事会で行われており、ホームページを通じて通報制度を設けており、法令順守の監視制度が適切に行われていない場合には顧問弁護士に連絡されることになっております。

監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合に、重大な影響を防止する必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることにしております。

また、法令違反等事実に対し、監査事務所としては、社員会及び理事会、品質管理部理事により事前に検討することとしております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当社は当社の定めた品質管理マニュアルに従い、以下の様に定めております。

① 職業倫理及び独立性

ア. 職業倫理

当社は、日本公認会計士協会の倫理諸則への遵守を社員及び職員全員（非常勤勤

務者を含む)に求めております。

すべての監査責任者は、監査業務の専門職員が当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡に対して注意を払う必要があり、必要に応じ専門職員に対して職業倫理に関する質問等を日常的に実施することとしております。

イ. 独立性

当社は、独立性に関しては毎年8月に社員及び職員全員(非常勤勤務者を含む)に対して利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求めています。また、新規に入社する社員及び職員に対しては、入社時に利害関係調査票および利害関係チェックリストの提出を求め、新規のクライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答を全員に求めております。

さらに、エンゲージメント・チームは、クライアントの監査対象期間を通じてエンゲージメント・チームを構成するメンバーの利害関係調査を行うこととなっております。

利害関係調査および利害関係チェックリストは、平成30年6月30日までの倫理規程等の内容まで反映したものであり、日本公認会計士協会の職業倫理の規範が変更される都度、最新のものに更新されています。当該利害関係調査票および利害関係チェックリストは、公認会計士法・公認会計士法施行令・会社法・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令・公認会計士施行規則・公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令・倫理規則及び倫理規則注解・独立性に関する指針・利益相反に関する指針により作成されております。

当社はインサイダー取引のないことの確認の宣誓書を全員から入手し、有価証券の取引及び残高がある場合には、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書の有価証券取引の内容欄に取引及び残高等を記載することとしております。

当社においては、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準は15%としております。2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じてセーフガードを適用して阻害要因を除去するか、またはその重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしております。

当社では、大会社等の監査業務については、継続して監査の業務執行社員となることのできる期間は、EPが原則として5会計期間、KAPは7会計期間として定めています。

ただし、やむを得ない事情がある場合には、上記の期間以内でローテーションとなることもありえます。

また、職業倫理に関する解釈指針に従い、訂正報告書の監査証明業務に係るローテーションについて、関与期間を以下のように定めております。

(新監査責任者の場合)

訂正対象期間ではなく実際に監査を実施した期間に基づいて関与期間を計算。

(前監査責任者の場合)

影響力が当該訂正監査以外の監査業務に及ばない限りにおいて、訂正報告書の監査を実施したとしても、現在の年度における関与期間として計算しない。

② 監査契約の新規の締結及び更新

当社では、監査、監査に準じる業務及びこれらに関する業務の契約を新規締結・更新するに当たっては、エンゲージメント・パートナー（以下 EP という。）が契約締結前に契約リスク評価を実施し、リスクのレベルに応じた所定の承認を受けることとしております。新規締結の場合は、受嘱活動段階から業務開発担当者が新規締結の可能性のある会社に伺い、受嘱活動継続の判断に必要な資料を収集の上、受嘱審査委員会にて継続の可否を判定しております。受嘱活動の結果、当社に依頼する可能性が高い会社について、受嘱審査委員会は受嘱に当たっての難易度（5段階評価）を理事長に報告の上、EP 及びキー・オーディット・パートナー（以下 KAP という）並びに審査員を理事長が監査運営担当理事と相談の上、選任し理事会に報告することとなっております。

なお、EP とは、業務の全般的管理、意見形成等の監査証明業務等を遂行し監査報告書に署名する筆頭署名社員であり、KAP は、EP と共に業務を執行する社員であり、EP と同様の責任を有します。また、監査契約の新規締結・更新の判断に関する手続には、不正リスクを考慮しリスクを評価すること並びに当該評価の妥当性について当該リスクの程度に応じて審査員が検討していることが含まれております。

監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等には、クライアントの誠実性や当社が関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるかどうかが含まれております。

③ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

公認会計士試験合格者の新規採用や実務経験者である公認会計士の中途採用は、当社としての経営方針及び法人における人員計画に基づいて実施しています。

業務量を十分に消化できない場合及び地理的な要因に限定して、非常勤職員を活用するものとしております。

原則として、非常勤の専門職員の監査時間がエンゲージメント・チーム全体の監査時間の 20%を超えないようにし、リスクの高い勘定科目、重要な判断を要する勘定科目は担当させないこととしております。

専門職員の教育・訓練については、継続的専門研修制度を構築し、研修委員会が法人内の各種研修プログラムを提供すると同時に、実際の業務を通じて十分な OJT が行われるよう配慮しております。

当社では、監査に関する職業専門家としての能力維持のために、研修計画書に基づきクラス別その他の区分をテーマ別に決定し、内部研修会を開催しております。

また、会員たる公認会計士に対して日本公認会計士協会等が実施している継続的専門研修（CPE）を年間で最低 40 単位履修することを義務付けており、このうち職業倫理に関する研修 2 単位、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修 6 単位（うち不正事例研究に関する研修 2 単位）、税務に関する研修 2 単位の履修を義務付けております。

この研修結果は品質管理担当理事に提出され、最低単位を取得していない者は監査業務には従事できないものとしております。

また、当社は、研修規程において専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に

関する知識を習得し、能力を発揮できるように不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを含めて規定化しております。

監査実施者の評価は、当社によって定められた人事考課制度に基づき適時に実施しています。監査実施者の給与は当社の給与テーブルに従って決定され、昇進はスタッフマニュアルに記載された方針により実施されております。

当社は、監査責任者の選任に関する方針及び手続を定めており、監査責任者及び専門職員の選任は理事会において決定されます。

監査補助者の配属に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えたチーム編成となるよう配慮しております。

④ 業務の実施

ア. 監査業務の実施

当社では国際監査基準に準拠した監査手法をベースに、わが国固有の制度や基準等（不正リスク対応基準を含む）への対応を考慮した監査マニュアルを制定し、監査実施の枠組みを構築しております。

当社では、組織的監査を行うために、エンゲージメント・チームのメンバーは監査マニュアルに従い監査業務を実施し、エンゲージメント・チームのより上位のメンバーによる監査調書の査閲を受けることが義務付けられております。

エンゲージメント・チームのメンバーは、監査業務の実施に当たってより経験のある他のメンバーに適宜質問を行うように努めることとしております。

イ. 専門的な見解の問合せ

監査上の問題点等の重要度に応じて、審査制度を基本とした専門的な見解の問合せを行う方針と手続を整備し運用しております。当社は、専門的な見解の問合せを行なう場合があり、EP 及び KAP は審査員と協議の上、実施しなければなりません。

ウ. 監査上の判断の相違

EP及びKAPは、エンゲージメント・チーム内、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又はEP及びKAPと監査業務に係る協議又は書面審査員との間で監査上の判断の相違が生じたときには、直ちに上級審査を受審しなければならず、EP及びKAPは上級審査の決議を尊重し、これに従って監査意見を表明しなければならないこととなっております。

エ. 監査業務に係る審査

審査は、意見審査と契約締結審査に大別され、意見審査は、計画・四半期レビューの結論表明・四半期表示の内容・期末直前の計画・期末意見表明・期末表示の段階において行い、契約締結審査は、契約を締結する前に契約リスクが管理可能か否かを評価するために実施することとなっております。また、審査の様式は、クライアントの属性により協議審査と書面審査に分かれております。

監査計画段階の審査は、監査業務の開始段階及び期末直前に行うものとし、計画変更を行う必要がある場合には、その都度審査を行うものとしております。

大会社等の監査業務に関する協議若しくは書面審査員は、対象となる監査業務に

従事しておらず、かつ、EPは過去5会計期間以内、KAPは過去2会計期間以内に対象となる監査業務に従事していなかった者が指名されています。審査員は、公認会計士として監査業務に従事していた期間が5年を超える社員でなければならず、同一の監査業務の審査員となる期間は、継続して5会計期間を超えることができないこととなっております。

また、審査員は、業務に関する専門的な見解の問合せの内容と範囲が重要な場合には客観性を損ねる虞れがあるため、EP及びKAPからの専門的な見解の問合せに応じられない場合があります、この場合には当社の別の社員又は当社外の適格者に専門的な見解の問合せをすることができることになっております。監査業務の種類やリスクの程度等に応じた審査を行っており、公認会計士法上の大会社等については、監査契約の受嘱や監査計画の段階から適時に協議審査員が関与する方式を採用しております。

なお、当社で定めた一定の要件を満たすクライアントに対する意見審査は省略できることとなっております。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて法人内外の適切な者から専門的な見解を得られるような体制を採っております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査実施要領において修正後のリスク評価及びリスク対応手続の妥当性、入手した監査証拠の十分性かつ適切性について上級審査を実施することになっております。

当社は、審査規程及び審査実施要領において、不正による重要な虚偽表示の疑義に対応する十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査員の選任に関する方針及び手続を定めております。

ハ. 監査責任者全員の交代

当社は、品質管理マニュアルにおいて、同一のクライアントの監査業務を担当するEP及びKAPが全員交代した場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項が後任のEP及びKAPに適切に伝達されるような方針及び手続を定めております。

カ. 不正リスクに適切に対応するための監査業務に係る監督及び査閲

当社は、品質管理マニュアルにおいて、不正リスクに対応する監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。

⑤ 品質管理のシステムの監視

品質管理システムに関する種々の日常的監視制度を整備し運用しております。また、監査業務に関する品質管理についても定期的な検証制度を整備し運用しております。監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により品質管理マニュアルに従っていることを確かめております。品質管理部理事は、毎年3月末までには監査業務の定期的な検証計画を立案して理事会に提出することになっております。

定期的な検証は、3年間に少なくとも1度は検証の対象となるように計画しております。

⑥ 不服と疑惑の申立て

当社は内外からの投書・通報を受付け、それらに適宜対処するための制度を整備しています。ホームページに通報窓口を設けており、不服と疑惑の申立てがあった場合には、理事長の指名により顧問弁護士と調査の対象となった監査業務に従事していない社員の管理下において事実関係を調査し、その結果を書面で残すものとしております。通報制度に従った調査の結果、品質管理のシステムの整備及び運用に関する改善を必要とする事項が発見された場合や、一人又は複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、当社は適切な是正措置を講じるものとしております。

⑦ 監査事務所間の引継

当社は、監査人交代マニュアルにおいて、少なくとも不正リスク対応基準が適用される監査業務についてエンゲージメント・チームが実施した引継の状況について理事長及び品質管理担当理事に報告することを定めております。当社が何らかの理由により、監査業務を継続しない場合、当社は、監査人の交代に際して、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する又は監査を実施する上で有用な情報を提供するため、十分な引継を行わなければならないと定めております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当社は特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を 25%以下としております。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

平成 29 年 8 月及び 9 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当社の理事長三浦昭彦は、当社の第37期（自平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当ありません

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Kreston International

(2) 提携を開始した年月

平成 27 年 10 月

(3) 業務上の提携の内容

メンバーファームとして、弊社のクライアントの海外子会社のうち重要な構成単位に対する監査依頼を中心とした業務提携

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

Kreston International のメンバーファームとして、レターヘッドや名刺に表記することが許可されるとともに、ロゴマークの使用も許可されている。

ただし、**Kreston International** の監査メソロジー等の使用は強制されていない。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
30 人	1 人	31 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	理事会規程による意思決定事項	9 人	一人	9 人

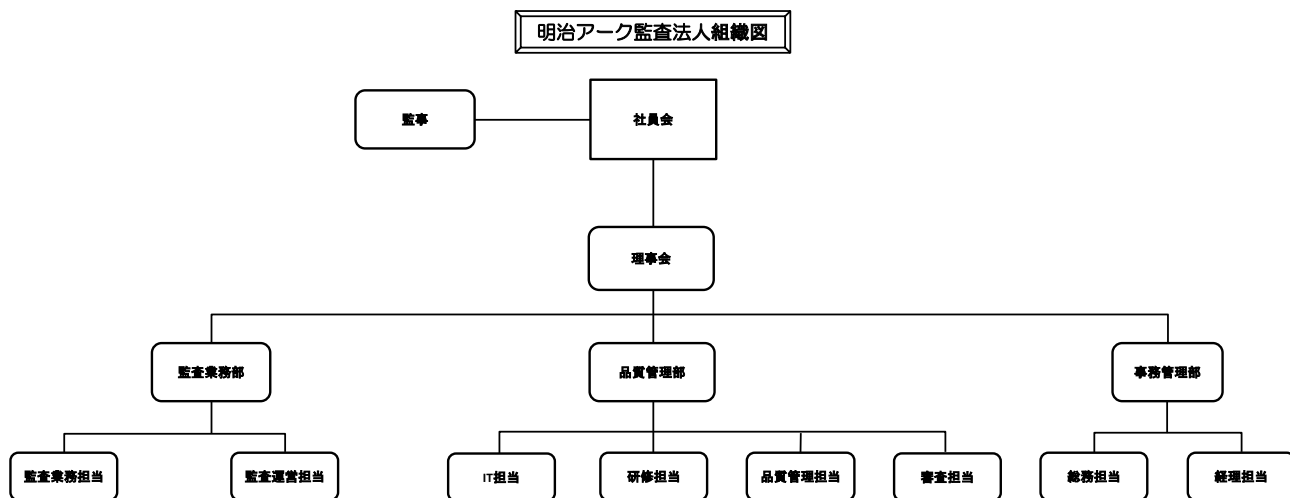
三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計 士	特定社 員	計	
(主) 明治アーク 監査法人	東京都新宿区西新宿 一丁目 23 番 3 号	30 人	1 人	31 人	51 人
(従)					

四.監査法人の組織の概要

組織図

平成30年6月30日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	第 36 期 平成 28 年 7 月 1 日～ 平成 29 年 6 月 30 日	第 37 期 平成 29 年 7 月 1 日～ 平成 30 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	1,216,219,834	1,268,321,333
非監査証明業務	57,778,087	46,955,172
合 計	1,273,997,921	1,315,276,505

2. 直近の二会計年度の計算書類

添付義務はないため省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付義務はないため省略しております。

4. 供託金の額

該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

- (1) 丸善CHIホールディングス株式会社
- (2) 株式会社エコス
- (3) アールビバン株式会社
- (4) 株式会社アルメディオ
- (5) 株式会社ウチヤマホールディングス
- (6) 株式会社宇野澤組鐵工所
- (7) オルガノ株式会社
- (8) 科研製薬株式会社
- (9) 株式会社河合楽器製作所
- (10) 株式会社小糸製作所
- (11) 三信建設工業株式会社
- (12) 株式会社重松製作所
- (13) 昭和飛行機工業株式会社
- (14) 株式会社新川
- (15) 株式会社ソフィアホールディングス
- (16) 大日本印刷株式会社

- (17) 滝沢ハム株式会社
- (18) 株式会社東光高岳
- (19) 東京日産コンピュータシステム株式会社
- (20) ニチモウ株式会社
- (21) 日産東京販売ホールディングス株式会社
- (22) 日本電計株式会社
- (23) 日本ピグメント株式会社
- (24) 株式会社フジトミ
- (25) 株式会社ホロン
- (26) M i p o x 株式会社
- (27) マミヤ・オーピー株式会社
- (28) 株式会社ヤマザキ
- (29) ロンシール工業株式会社
- (30) タケダ機械株式会社
- (31) 第一カッター興業株式会社
- (32) アトムリビンテック株式会社
- (33) 株式会社明豊エンタープライズ
- (34) 株式会社ファーストロジック
- (35) K I ホールディングス株式会社
- (36) 株式会社ティムコ
- (37) AppBank 株式会社
- (38) 日本ライトン株式会社
- (39) 株式会社パイロットコーポレーション
- (40) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
- (41) 三井精機工業株式会社
- (42) (独)国立青少年教育機構